

埼玉弁護士会 入会手続きご案内

(第76期司法修習終了予定 弁護士名簿登録希望者 各位)

1. 入会手続

入会受付 締め切り日	2023 (令和5) 年9月15日 (金) 午後5時【必着】 ●弁護士登録は弁護士会を通じて行いますので、すべての書類を郵送 (書留) または持参にて当会にご提出ください。
弁護士名簿 登録日	2023 (令和5) 年12月14日 (木) ※司法修習終了証書交付日の翌日
書類提出先/ お問い合わせ先	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂4-7-20 埼玉弁護士会事務局 (登録担当) TEL:048-863-5255 FAX:048-866-6544
入会申込必要 書類について	日本弁護士連合会 HP (「第76期司法修習生弁護士名簿登録請求者の方へ」 コーナー) から DL した場合は、必要書類に 当会入会申込書 を添えてご提出ください。 なお、例年不備が多く見受けられます。書類作成につきましては、日弁連発信の登録手続きのご案内・提出書類記入例等を必ずご覧ください。
入会金等	【入会金等】 ・日弁連弁護士名簿登録料 10,000 円 ・埼玉弁護士会入会金 50,000 円 【合計 60,000 円】 【振込先】 口座名義：埼玉辯護士会 ・武蔵野銀行 県庁前支店 普通預金 65636 ・ゆうちょ銀行 00130-4-429802 入会金等60,000円を、 2023 (令和5) 年9月29日 (金) まで にお振込みいただくか、埼玉弁護士会事務局まで現金をご持参くださ い。

2. 提出書類

	提出書類	部数	
①	埼玉弁護士会入会申込書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・紹介者2名(当会会員)の署名・捺印 ・申込み日付は12月14日としてください。
②	弁護士名簿登録請求書 (日弁連用及び弁護士会用)	2枚1組	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、生年月日及び本籍(番地・番・字等)は省略せずに戸籍謄本のとおりにご記入ください。 ・登録免許税として収入印紙6万円分を貼付してください。
③	履歴書 (日弁連用及び弁護士会用)	2枚1組	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士名簿登録請求日前4か月以内に撮影の写真(無帽、無背景、縦4cm×横3cm)を貼付してください。 ※履歴書貼付の写真は、当会発行の「会報」にて顔写真付き新入会員紹介記事にも利用させていただきますのでご了承ください。不都合の場合はご提出の際に事務局までご連絡ください。
④	誓約書 (日弁連用及び弁護士会用)	2枚1組	<ul style="list-style-type: none"> ※一斉登録以外の方は、誓約書下部「私は、最高裁～扱うことを承諾します。」の一文、各行を二重線で削除の上、訂正印を押印してください。
⑤	戸籍謄本、戸籍抄本又は氏名・本籍及び生年月日の記載を証明する戸籍事項証明書のうちいずれか(本籍地市区町村発行)	2通	<ul style="list-style-type: none"> ・登録請求日前4か月以内(2023年8月14日以降)に交付されたもの ※一斉登録以外の方は3か月以内に交付されたもの
⑥	身分証明書(本籍地市区町村発行) ※破産者でないことの証明の記載のみ	2通	
⑦	連絡先回答書(一斉登録の方)又は 入会申込者連絡票(一斉登録以外の方)	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれかをご提出ください。
⑧	身分証明書発行申請書(※希望者のみ)	2枚1組	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士名簿登録請求日前4か月以内に撮影の写真(無帽、無背景、縦4cm×横3cm)を貼付してください。
⑨	修習修了証書の写し(一斉登録以外の方)	原本	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年12月21日(木)までに原本をご持参または、お送りください。当会で2部コピーの上、ご返却いたします。 ・一斉登録の方の提出は不要です。
⑩	職務上の氏名の届出書・使用許可申請書 (日弁連用及び弁護士会用)	2枚1組	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者のみご提出ください。
⑪	「希望申出書」(戸籍氏名に外字を使用している場合の表記について)	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者のみご提出ください。

書類記載上の留意点等

① 使用する印鑑について

- ・全ての書類に同一の印鑑を使用してください（シャチハタ等スタンプ印不可）。
- ・修正・削除の際は二重線を引いて訂正の上、同じ印での押印が必要です（修正液等使用不可）。
- ・捨印は押さないでください。
- ・履歴書等、書類が2枚にわたる場合は、契印を押してください（日弁連 WEB サイト参照）。

② 氏名について

- ・戸籍謄本等記載のとおりに入力してください。旧字・異字体等が使用されている場合は、「氏名に外字を使用している場合の氏名表記について」をご確認願います。
- ・パソコンで表示できない旧字等は、プリントアウト後に手書きしてください。

③ 本籍地の記載については全ての書類に戸籍謄本等記載のとおりに入力してください。

- ・パソコンで表示できない旧字等は、プリントアウト後に手書きしてください。

④ 自宅住所の記載について

- ・**12月14日**現在の住所を全ての書類に入力してください（**空欄・司法研修所寮不可**）。
その際、同一の住所を記載し番地等の表記も統一してください。
- ・未定の場合は実家等の住所を入力してください。その記載事項に変更が生じた場合は弁護士登録後、「登録事項変更届書」により届け出てください（登録後3か月間は何度提出いただいても手数料は無料です）。

3. 入会後のご案内

（一斉登録者及び2024年1月11日までの登録者は必ず出席ください。）

日時（予定）		行事
2024（令和6）年1月11日（木）	9：30～17：30	○ 新規登録弁護士研修
2024（令和6）年1月17日（水）	13：30～14：00	○ 新入会員宣誓式
	14：30～16：00	○ 委員会説明会

※ご不明な点がございましたら、お問い合わせ下さい。